

## 大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和4年5月6日（金）午後4時00分～午後4時50分				
②	会	場	大洲市総合福祉センター 4階多目的ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	藤田秀美
5	西岡輝治	6		7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	大野定徳	16	形山康浩
17	高岡利典	18		19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	堀内保宏	36	
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	6	台越正洋	12	川本由紀美	18	山中千鶴
		36	往見康範				
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	久保事務局長		冨永次長		菊地係長（農地）	
		松田係長（農政）		菊地主査（農地）			
⑦	農林水産課	菊池課長		竹田課長補佐		大田主事	
⑧	会議の内容	議案第27号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第28号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について				
		議案第29号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第30号	非農地証明について				
		議案第31号	農用地利用集積計画の決定について				
		議案第32号	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について				
		議案第33号	令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画について				
		議案第34号	令和4年度最適化活動の目標の設定等について				

事務局（局長）	<p>只今から、令和4年第5回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たり、幸野会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>（会長挨拶）</p>
事務局（局長）	<p>只今から、議案審議に移ります。会議規則第3条により、幸野会長に議事進行をお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は、農業委員19名中17名、推進委員20名中18名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日、6番 台越正洋委員、12番 川本由紀美委員、18番 山中千鶴委員、36番 往見康範委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、23番 武内誠委員と24番 池浦萬里子委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3 議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第27号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>この議案の中には、私に関するものがありますので、議長を吉岡会長代理に交代いたします。</p>
議 長（会長代理）	<p>本件につきましては、幸野委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、幸野委員の退席を求めます。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（農地係長）	<p>議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番、阿蔵の土地、畑1筆・1，013㎡、売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、引き続き栗の栽培を行います。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>2番、松尾の土地、田4筆・3，633㎡、畑11筆・21，542㎡、樹園地3筆・4，639㎡、贈与による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も、引き続き水稻及び野菜等の栽培を行います。</p> <p>農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。</p> <p>3番、同じく松尾の土地、畑1筆・1，674㎡、売買による所有権移転です。</p> <p>所有権移転後は、栗を栽培する予定です。</p> <p>農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。</p> <p>4番、菅田町菅田の土地、畑1筆・132㎡、売買による所有権の移転です。</p>

所有権移転後も、野菜の栽培を行う予定になっています。  
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。  
5番、八多喜町の土地、田1筆・362㎡、売買による所有権移転です。  
所有権移転後は、水稻の栽培を行います。  
農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。  
以上、5件のご審議をよろしく申し上げます。

議長(会長代理) 只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番  
1番案件について、ご説明いたします。  
議案説明資料2ページをご覧ください。  
申請地は、久米公民館の北東約2kmにある農地で、現在も栗が植栽されており、  
譲受人は、夫婦で農業に従事しており、今後の管理にも問題はないものと考えます。  
調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。  
ご審議のほど、よろしくご説明いたします。

議長(会長代理) 2番。

9番  
2番、3番案件は、私から併せて説明させていただきます。  
議案説明資料3ページと4ページも参考にしてください。  
2番案件は、親子間の贈与になります。  
申請地は、譲渡人の自宅近くにあるなどに複数に分かれています、いずれも良好に耕作されていました。  
所有権移転後も今までどおり、譲受人家族で年間を通して農業に従事していく予定で、今後の管理には問題ないものと考えます。  
3番案件は、経営規模の拡大を図るため、自宅付近の畑1筆を売買にて購入するものです。  
申請地は、南久米連絡所の南南東約2.4kmにあり、現在は作付けされておきませんが、今後は栗を栽培する予定となっています。  
譲受人は、当地域内において、家族で大規模に農業経営を行っており、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。  
その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。  
以上、2件のご審議をよろしくご説明いたします。

議長(会長代理) 4番。

11番  
4番案件について、ご説明いたします。  
議案説明資料5ページも参考にしてください。  
4番案件は売買による所有権移転となり、申請地は、菅田連絡所の北西約500mにある畑1筆で、良好に管理されています。  
譲受人は夫婦で農業に従事しており、耕作管理に関する問題は、これ

	<p>までに生じておりませんので、所有権移転後の管理に不安はないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、問題ないと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長 (会長代理)	5 番。
2 2 番	<p>5 番案件について、ご説明いたします。議案説明資料 6 ページをご覧ください。</p> <p>5 番案件も、売買での所有権移転となります。</p> <p>申請地は、八多喜連絡所の北東約 9 0 0 m にある、譲受人の自宅に隣接する農地で、現在も良好に耕作されています。</p> <p>農業は、譲受人本人が年間を通じて従事しており、これまで耕作に関する問題はありません。</p> <p>その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 7 号関係までの規定に該当する事項はありません。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長 (会長代理)	地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
1 3 番	<p>はい。事務局にお尋ね申し上げます。</p> <p>4 番案件ですが、「自作地」が 2, 3 8 7 m<sup>2</sup>、「貸付地」が 9 9 4 m<sup>2</sup>で、「現在の経営面積」はそれを足されて 3, 3 8 1 m<sup>2</sup>と理解するんですけれども、これは経営面積なので、貸付地は当てはまらんのじゃないかなと、私は思うんですが。これで下限面積をクリアしとるという解釈になってると思うんですけど、貸付地も現在の経営面積に含んで、こういう解釈で通るんでしょうかね。</p>
議 長 (会長代理)	事務局、担当者の方お願いします。
事務局 (農地係長)	失礼します。貸付地を含めての、管理面積ということで捉えておるんで、問題ないかとは思っておりますが。
1 3 番	再度確認しますが、現在の経営面積、貸し付けとったら自分が経営しとるわけないんで、本当にその解釈でいいんですか。
議 長 (会長代理)	事務局。
事務局 (農地係長)	すいません。借り受けている土地ということで捉えていただいたらいいかと思われま <p>すが、どんなでしょうか。</p>
1 3 番	<p>借り受けとるんじゃないかなろ、貸し付けとるんやけん、自分の経営面積には含まれないっていうことを僕は理解しとるんやけど。これ、貸付地が 9 9 4 m<sup>2</sup>で自作地が 2, 3 8 7 m<sup>2</sup>なんやけん、3 0 a の下限面積には当てはまらないと僕は思うんですけども、それがかまんのですか。その解釈で。</p>

農地法の意義から言いますと、土地持ち非農家で、こうやって人にどんどん貸し付けて、この方がどんどん貸し付けとるかどうかは分かりませんが、仮にこの大半を貸し付けとって、農地を買っていくというやり方をこれからされていくと、農業経営、農業を維持していくという農地法の意義には反するんじゃないかと私は感じとるんですけども。

こういう案件は今まで多分なかったと思うんで、これで本当にかまんのか、再度確認します。

事務局（農地係長） すいません。下の方にある「借入地」という所に入っていないといけない数字であると思われますので、すみませんがこれは記載ミスということで、こちらの方に994㎡を入れていただければと思います。

13番 借入地のほうなん？

事務局（農地係長） はい、すみません。こちらの記載ミスです。申し訳ございません。

議長（会長代理） よろしいでしょうか。

13番 はい。

議長（会長代理） 他に、何かありませんか。

委員 （質疑なし）

議長（会長代理） 他にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長（会長代理） ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、幸野委員の入場を許可します。  
議長を幸野会長と交代いたします。

議長（会長） 次に、議案第28号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局（農政係長） 失礼いたします。議案第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ並びに別紙「議案説明資料」の7ページから9ページを併せてご覧ください。

1番、肱川町大谷の土地1筆、田2、855㎡です。

申請地は、周囲を山林で囲まれており、鳥獣による被害も甚大であるため、植林を行い、今後は山林として管理をするものであります。

本案件につきましては、昨年11月の第11回定例総会で、農用地区域の除外についてご審議いただきました案件であり、農振法第11条公告がなされています。

申請地は、別紙「議案説明資料」9ページの地番地目図において赤色

の箇所となっており、大洲市内中心部から南東に約15.5kmのところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない、生産性の低い農地であることから、「第2種農地」と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙「議案説明資料」7ページをご確認ください。

以上、1件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

34番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

議案説明資料の7ページから9ページをご覧ください。

本件は、今年の11月に開催されました、第11回定例総会の「議案第79号 農業振興地域整備計画の変更」におきまして、農地転用を前提とした、農用地区域の除外を審議した案件となっております。

調査結果は、第11回定例総会でご説明いたしましたとおり、立地基準、一般基準において、どちらもその時の状況と変わっておりませんので、調査報告書記載のとおり、問題ないものと思われま

す。また、周辺農地等への影響につきましては、申請地に隣接する農地がありますが、所有者からの同意も得ているなど、各項目につきましても適当と思われることから、特に問題ないものと考えま

す。よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案を申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第29号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3ページ並びに別紙「議案説明資料」10ページから23ページまでを、併せてご覧ください。

1番、阿蔵の土地193㎡の案件は、現在の自動販売機設置場所が築堤事業の範囲内となり、移転をする必要があるため、申請地を取得して自動販売機を設置しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北北西に約1.8kmのところに位置し、

農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、「第2種農地」と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

2番、阿蔵の土地、410㎡の案件は、現在、譲受人世帯は親と同居しているが、手狭で不便なため、申請地を取得して、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北北西に約1.8kmのところのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、「第2種農地」と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準について、ご審議をお願いいたします。

3番、五郎の土地、4筆合計579㎡の案件は、譲受人の居宅が築堤事業の範囲内となり、移転をする必要があるため、申請地を取得して自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は「第1種農地」であります。申請地以外に当該事業の目的を達成することが可能な、第2種、第3種農地または宅地等がなく、申請地に建築される住宅は集落に接続して設置されるため、農地法施行規則第33条第4号により、不許可の例外にあたり、問題ないものと思われま

す。したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、本件につきましては、第1種農地での転用のため、今月26日開催予定の常設審議委員会において、ご審議いただく予定です。

以上、3件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の10ページから13ページを参考にしてください。

申請地は、11ページの位置図のとおり、久米小学校から北東へ、約2.0kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、移転補償費及び自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、12ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

す。続いて、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の14ページから17ページを参考にしてください。

申請地は、15ページの位置図のとおり、久米小学校から北東へ約1.8kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については、報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま

	す。 また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、16ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま す。 よって、以上2件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長（会長）	3番。
4番	それでは、3番案件の調査結果をご報告いたします。 議案説明資料の18ページから23ページを参考にしてください。 申請地は、19ページの位置図のとおり、喜多小学校から北東へ約500mに位置する農地になります。 まず、立地基準についてですが、申請地は第1種農地であります が、申請地以外に当該事業の目的を達成することが可能な、第2種、第3種農地や宅地等がなく、申請地に建築される住宅は、集落に接続して設置されるため、農地法施行規則第33条第4号により、不許可の例外にあたり、問題ないものと思われま す。 次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、移転補償費にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま す。 また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、20ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、これは譲渡人の農地であり、特に問題ないものと思われま す。 よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議長（会長）	地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。 次に、議案第30号『非農地証明について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局（農政係長）	失礼いたします。議案第30号「非農地証明について」ご説明申し上げます。 議案書4ページ並びに別紙「議案説明資料」24ページから26ページまでを、併せてご覧ください。 1番、長浜町黒田の土地、3筆合計4,036㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで、申請



- があったものでございます。
- 申出によりますと、申請地に平成10年頃桧を植林し、現在は農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。
- 以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。
- 議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。
- 24番 それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。
- 議案説明資料の24ページから26ページを、参考にしてください。
- 申請地は25ページの位置図のとおり、大洲市長浜支所から東へ約2.2km以内2箇所に位置する農地になります。
- 申請によりますと、申請地に平成10年頃桧を植林し、そのまま放置していたため、農地への復旧は著しく困難との申出です。
- 申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には、開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われま。
- よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
- ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議長（会長） 地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
- 委員 （質疑なし）
- 議長（会長） 特に、ご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに、ご異議ありませんか。
- 委員 （異議なし）
- 議長（会長） ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。
- 次に、議案第31号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。
- この議案の中には、私に関するものがありますので、議長を吉岡会長代理に交代いたします。
- 議長（会長代理） 本件につきましては、幸野委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、幸野委員の退席を求めます。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局（農地係長） 議案第31号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。
- 議案書の5ページから、ご覧ください。
- 新規案件のみを説明させていただきます。
- まず、議案書6ページを開けてください。4番、野菜を栽培するため、使用貸借権を5年間設定します。
- 6番、7ページにかけてですが、果樹を栽培するため、貸借権を10年間設定します。

次に、8ページの7番、果樹を栽培するため、賃借権を10年間設定します。

9番、水稻を栽培するため、賃借権を10年間設定します。

続いて、9ページの11番、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定します。

12番と13番は、中間管理事業を使った貸借になります。1名の地権者が「えひめ農林漁業振興機構」を通しまして、〇〇〇〇に貸し付けるものです。内容は野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定するものです。

14番、水稻を栽培するため、使用賃借権を5年間設定します。

15番、果樹を栽培するため、賃借権を10年間設定します。

その他の案件は再設定になりますので、ご確認をお願いします。

以上、利用権設定・件筆数は、17件・39筆、利用権設定総面積、90,657㎡です。

続いて、所有権移転の案件です。

議案書11ページをご覧ください。

1番、所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため、売買により菅田町宇津の農地を取得しようとするものです。

菅田町宇津の土地、田1筆・570㎡。利用目的は「水稻」です。

以上、所有権移転・件筆数、1件・1筆、所有権移転総面積、570㎡です。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われまます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長(会長代理)

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長代理)

特に、ご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長代理)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、幸野委員の入場を許可します。

議長を、幸野会長と交代いたします。

議長(会長)

次に、議案第32号『令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について』と議案第33号『令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画について』、議案第34号『令和4年度最適化活動の目標の設定等について』は、一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(次長)

失礼いたします。議案第32号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、議案第33号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」、議案第34号「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」を、一括してご説明申し上げます。

議案書12ページから25ページまでを、ご覧ください。

この三つの議案につきましては、先月の定例総会において、協議事項としてあげさせていただきましたが、この内容につきまして、各委員さんから格別ご意見もありませんでしたので、ここに記載しておりますとおり、今後、愛媛県を通じて中国四国農政局へ報告させていただきます。以上、ご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることいたします。